

閣 副 第 9 1 2 号

令和3年6月14日

都道府県知事 殿

内閣官房アイヌ総合政策室長

アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた
再発防止に向けた取組について

日本テレビ放送網株式会社が令和3年3月12日に放送した番組内において、アイヌの人々に対する不適切な差別的表現が使用される事案がありました。

令和元年5月に施行されたアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第4条では「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されております。

政府としては、本事案を踏まえ、別紙に示すとおり、再発防止に向けた取組を取りまとめたところであり、今後この取組を着実に実施していくこととしております。

貴都道府県におかれましても、政府としての取組を御理解の上、関連する施策の充実、職員向けの研修の実施等に取り組んでいただくようお願いいたします。

併せて、貴都道府県内の市町村に対して、本件通知の内容を周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣官房アイヌ総合政策室

さねしげ たかやしき
実重、高屋敷

電話：03-3580-1785